

6月4日 食品衛生分科会

文書による報告品目等に関する資料

(3) 文書による報告品目等

① 農薬

・ビフェントリン（適用拡大）	．．．．．	1
・クロルフェナピル（適用拡大）	．．．．．	8
・アゾキシストロビン（適用拡大）	．．．．．	13
・フルジオキサニル（適用拡大＋インポートトレランス申請）	．．．．．	20
・メタアルデヒド（適用拡大＋インポートトレランス申請）		27

② 動物用医薬品

・フルニキシシリン（承認申請）	．．．．．	30
-----------------	-------	----

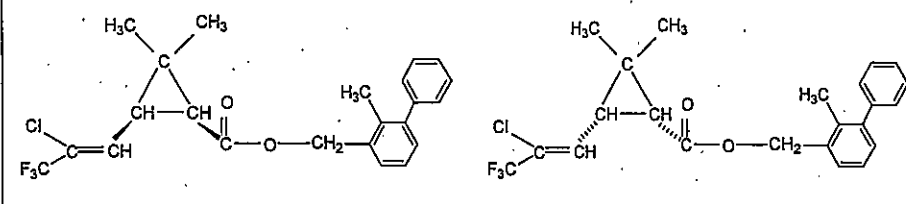
③ 農薬及び動物用医薬品

・オキサリニック酸（適用拡大）	．．．．．	32
・29品目の一括削除	．．．．．	35

④ 食品の加工基準及び製造基準

・食品、添加物等の規格基準の生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品の加工基準並びに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準の改正について	．．．．．	104
--	-------	-----

ビフェントリン (Bifenthrin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ビフェニル基を有するピレスロイド系の殺虫剤である。昆虫の神経細胞膜のナトリウムチャンネルに作用してこれを開口固定し、持続的に脱分極を生じさせて神経機能を攪乱し殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/アブラムシ類、ぶどう/チャノキイロアザミウマ 等										
我が国の登録状況	りんご、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年にJMPPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は小麦、大麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、とうもろこし等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてキウイ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 妊娠 6~15 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口投与)</p> <p>無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ビフェントリンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="590 1568 1436 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>70.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>33.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	34.3	幼小児 (1~6 歳)	70.4	妊婦	30.6	高齢者 (65 歳以上)	33.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	34.3										
幼小児 (1~6 歳)	70.4										
妊婦	30.6										
高齢者 (65 歳以上)	33.7										
意見聴取の状況	平成 26 年 1 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 30 日~5 月 29 日パブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05	0.05	EU
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
そば	0.05	0.05			0.05	EU
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.3	0.3	○	0.3	0.1	EU
小豆類	0.3	0.3	○	0.3		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.3		
らっかせい	0.1	0.1			0.1	EU
その他の豆類	0.3	0.3		0.3		
ばれいしよ	0.05	0.05	○	0.05	0.05	アメリカ
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
かんしょ	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
こんにゃくいも	0.05			0.05		
その他のいも類	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
てんさい	0.2	0.2	○	0.05		
さとうきび	0.01	0.01			0.01	オーストラリア
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	4	○・申	4		
かぶ類の根	0.05	0.05		0.05		
かぶ類の葉	4	4			3.5	アメリカ
西洋わさび	0.05	0.05		0.05		
クレソン	2	2			2	EU
はくさい	0.5	0.5	○			
キャベツ	2	2	○	0.4		
芽キャベツ	2	2		0.4		
ケール	4	4			3.5	アメリカ
こまつな	4	4			3.5	アメリカ
きょうな	4	4			3.5	アメリカ
チンゲンサイ	4	4			3.5	アメリカ
カリフラワー	0.4	0.4		0.4		
ブロッコリー	0.4	0.4		0.4		
その他のあぶらな科野菜	4	4		0.4	3.5	アメリカ
ごぼう	0.05	0.05		0.05		
サルシフィー	0.05	0.05		0.05		
アーティチョーク	0.2	0.2				
エンダイブ	2	2			2	EU
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3			3.0	アメリカ
その他のきく科野菜	0.05	0.05		0.05	2	EU
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			
にら	0.05	0.05			0.05	EU
アスパラガス	0.05	0.05			0.05	EU
にんじん	0.05	0.05		0.05		
パースニップ	0.05	0.05		0.05		
パセリ	3	3	○			
その他のせり科野菜	0.05	0.05		0.05		
トマト	0.5	0.5	○	0.3		
ピーマン	0.5	0.5			0.5	アメリカ
なす	0.5	0.5	○	0.3		
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○		0.4	アメリカ	0.041,0.104(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.05	0.4	アメリカ	【<0.10~0.24(n=7)(米国)】
しろうり	0.4	0.4					【米国のきゅうり参照】
すいか	0.2	0.2	○				
メロン類果実	0.2	0.2	○				
まくわうり	0.4	0.4					
その他のうり科野菜	0.4	0.4		0.05	0.4	アメリカ	【米国のきゅうり参照】
ほうれんそう	0.2	0.2			0.2	アメリカ	【0.16,0.06(米国)】
しょうが	0.05	0.05			0.05	アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.6	0.6			0.6	アメリカ	【0.17~0.49(n=6)(米国)】
未成熟いんげん	0.6	0.6			0.6	アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
えだまめ	0.6	0.6	○		0.6	アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
その他の野菜	2	2	○	0.05			0.80,0.96(エンサイ)
みかん	0.1	0.1	○				0.02(\$),<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○	0.05			(すだち参照)
レモン	2	2	○	0.05			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.05			(すだち参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.05			(すだち参照)
ライム	2	2	○	0.05			(すだち参照)
その他のかんきつ果実	2	2	○	0.05			0.96(すだち)
りんご	1	1	○				0.20,0.52
日本なし	0.5	0.5	○				0.122,0.194
西洋なし	0.5	0.5	○				(日本なし参照)
マルメロ	0.1	0.1	○				
びわ	0.1	0.1	○				
もも	0.03	0.03	○				<0.005,<0.005/<0.01,<0.01
ネクタリン	1	1	○				0.22,0.47
あんず(アブリコットを含む。)	1	1			1	オーストラリア	【0.12~0.36(n=4)】
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○				(オーストラリア)
うめ	1	1			1	オーストラリア	0.11(\$),0.05
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○				【<0.02(プラム)(オーストラリア)】
							0.286,0.536(\$)
いちご	2	2	○	1			
ラズベリー	1	1		1	1.0	アメリカ	【<0.05,0.26,0.23,0.28(米国)】
ブラックベリー	1	1		1	1.0	アメリカ	【0.47(米国)】
ブルーベリー	2	2			1.8	アメリカ	【0.43~1.61(n=10)(米国)】
その他のベリー類果実	1	1	○	1	1.0	アメリカ	【米国のラズベリー及びブラックベリー参照】
ぶどう	2	2	○				0.728(\$),0.348
かき	0.5	0.5	○				0.14,0.16
バナナ	0.1	0.1		0.1	0.1	オーストラリア	【<0.02(n=2)(オーストラリア)】
キウイ	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01
パパイヤ	0.5	0.5			0.5	EU	【0.3,0.095,0.17,0.13/0.204,0.140,0.157,0.134(EU)】
マンゴー	0.3	0.3			0.3	EU	【0.15,0.07/0.234,0.31(EU)】
その他の果実	0.3	0.3	○	0.05			0.08,0.08(あけび)
ひまわりの種子	0.1	0.1			0.1	EU	【EUの大豆参照】
ごまの種子	0.1	0.1			0.1	EU	【EUの大豆参照】
べにばなの種子	0.1	0.1			0.1	EU	【EUの大豆参照】
綿実	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ	【<0.05(#)-0.37(#)(n=9)(米国)】
なたね	0.1	0.1		0.05	0.1	EU	【EUの大豆参照】
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1	EU	【EUの大豆参照】
ぎんなん	0.05	0.05		0.05			
くり	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンド参照】
ペカン	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=4)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=5)(米国)】
くるみ	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンド参照】
茶	30	30	○	30			
カカオ豆※	0.1	0.1					
ポップ	20	20	○	20			
その他のスパイス	10	10		0.05			0.86,3.31(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	4	4		4			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3 3 3	3 3 3		3 3 3		【推:1.902】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.5 0.5	0.2 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2	0.5 0.5 オーストラリア オーストラリア	【推:0.165】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.5 0.5	0.2 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2	0.5 0.5 オーストラリア オーストラリア	【推:0.108】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2	0.5 0.5 オーストラリア オーストラリア オーストラリア	
乳	0.2	0.2		0.2		【推:0.088】
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.05 0.05	0.05 0.05				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05			0.05 0.05 オーストラリア オーストラリア	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05	0.05 0.05			0.05 0.05 オーストラリア オーストラリア	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	0.05 0.05			0.05 0.05 オーストラリア オーストラリア	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05			0.05 0.05 オーストラリア オーストラリア	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01				
とうがらし(乾燥させたもの)	5	5		5		
なたね油(注に限る。)	0.1	0.1		0.1		
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	0.5				
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2	0.2				
小麦ふすま	2	2		2		
小麦胚芽	1	1		1		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

注)食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

※カカオ豆の基準値については外皮を含まないものに適用するものとする。

ピフェントリン

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.5	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆	0.3	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。
小豆類 ^{注2)}	0.3	
えんどう	0.3	
そら豆	0.3	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 ^{注3)}	0.3	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしよ	0.05	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	
かんしょ	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
こんにやくいも	0.05	
その他のいも類 ^{注4)}	0.05	
てんさい	0.2	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
さとうきび	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	
かぶ類の根	0.05	
かぶ類の葉	4	
西洋わさび	0.05	
クレソン	2	
はくさい	0.5	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	4	
こまつな	4	
きょうな	4	
チンゲンサイ	4	
カリフラワー	0.4	
ブロッコリー	0.4	
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	4	
ごぼう	0.05	注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	0.05	
アーティチョーク	0.2	
エンダイブ	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	
その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
にら	0.05	
アスパラガス	0.05	
にんじん	0.05	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
パースニップ	0.05	
パセリ	3	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	0.05	
トマト	0.5	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	0.5	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	0.5	

ピフェントリン

食品名	残留基準値
	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4
しろうり	0.4
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注9)}	0.4
ほうれんそう	0.2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.6
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注10)}	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	2
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.03
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注12)}	1
ぶどう	2
かき	0.5
バナナ	0.1
キウイ	0.05
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注13)}	0.3
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.1
べにばなの種子	0.1
綿実	0.5
なたね	0.1
その他のオイルシード ^{注14)}	0.1
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.05
茶	30
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.1
ホップ	20

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピブェントリン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	4
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	3
豚の脂肪	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注19)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.2
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	5
なたね油(注21に限る。)	0.1
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2
小麦ふすま	2
小麦胚芽	1

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

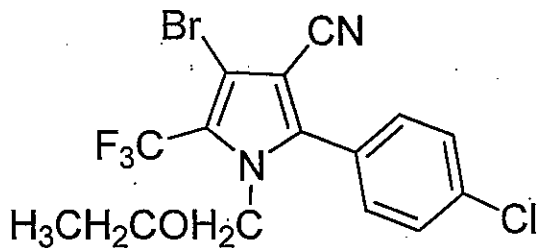
注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

クロルフェナピル (Chlorfenapyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピロール環を有する殺虫剤である。ミトコンドリアにおける酸化のリン酸化を阻害することにより細胞内ATPを枯渇させ殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	もも/ナミハダニ、ぶどう/チャノキイロアザミウマ 等										
我が国の登録状況	もも、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてトマト、ピーマン等に、カナダにおいてトマト、なす等に、EUにおいて茶等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.026 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性神経毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.6 mg/kg 体重/day 安全係数・100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロルフェナピルとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1523 1428 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>20.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.9	幼小児 (1~6 歳)	32.5	妊婦	14.5	高齢者 (65 歳以上)	20.4
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.9										
幼小児 (1~6 歳)	32.5										
妊婦	14.5										
高齢者 (65 歳以上)	20.4										
意見聴取の状況	平成 26 年 1 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 30 日~5 月 29 日パブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05		申			<0.01,<0.01
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(あずき)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			<0.005(#),0.006
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)
てんさい	0.5	0.5	○			0.12(\$),0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			0.014,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3	3	○			0.27,1.42(\$)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.02,0.05(\$)/0.02,0.04
かぶ類の葉	15	15	○			9.60,4.66/9.52,5.37
はくさい	2	2	○			0.64,0.48
キャベツ	1	1	○			0.33,0.30
芽キャベツ	0.3	0.3	○			<0.05,0.08
ケール	10	10	○			(みずな参照)
こまつな	5	5	○			2.84,2.28
きょうな	10	10	○			1.28,4.86(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			(みずな参照)
カリフラワー	1	1	○			0.38(\$),0.154
ブロッコリー	3	3	○			1.10(\$),0.27
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			4.62,5.82(\$)(非結球キャベツ(本葉))
しゅんぎく	20	20	○			12.0,13.4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			4.88,11.6(\$)(サラダ菜)
その他のきく科野菜	20	20	○			11.2(\$),4.0(すいぜんじな)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.30(\$),0.74(葉ねぎ)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.20,0.02
その他のゆり科野菜	0.7	0.7	○			0.22(\$),0.14(葉にんにく)
にんじん	0.2	0.2	○			0.04,0.02
セロリ	3	3	○			1.39,1.36
みつば	3	3	○			1.3,0.8
その他のせり科野菜	2	2	○			0.6(\$),<0.3(あしたば)
トマト	1	1	○			0.35,0.48(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.20,0.36(\$)
なす	1	1	○			0.324(\$),0.164
その他のなす科野菜	5	5	○			2.35,0.90(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.166,0.118
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.06,0.12(\$)
しろうり	1	1	○			きゅうりの作物残留試験成績の2倍として設定した。
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のうり科野菜	1	1	○			0.4(\$),0.2(かがり)
ほうれんそう	3	3	○			1.06(\$),0.68
オクラ	0.7	0.7	○			0.22,0.30
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	2	2	○			0.58,0.96(\$)(未成熟えんどう)
未成熟いんげん	0.5	0.5	○			0.12,0.15(さやいんげん)
えだまめ	5	5	○			0.46,1.67(\$)
その他の野菜	5	5	○			(えだまめ参照)
みかん	0.3	0.3	○			0.07(\$),0.03
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.35,0.73
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.60,0.69
日本なし	1	1	○			0.35,0.28
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.5	0.5	○			
びわ	0.5	0.5	○			
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ネクタリン	1	1	○			0.28,0.45
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.10,0.18
うめ	2	2	○			0.52(\$),0.38
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.32(\$),0.12

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	5	5	○			0.30,1.54(\$)
ブルーベリー	3		申			0.66,1.43
ぶどう	5	5	○			2.39(\$),0.83
かき	1	1	○			0.39(\$),0.14
バナナ	2	2	○			0.28, 0.83
キウイ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
マンゴー	0.3	0.3	○			0.085,0.080
その他の果実	2	2	○			0.74,0.74(=レンソ)
綿実	0.5	0.5				
茶	40	40	○			30.8(\$),15.8(荒茶)
その他のスパイス	10	10	○			3.90(\$),1.69(みかん果皮)
その他のハーブ	10	10	○			3.93,4.94(よもぎ)
牛の筋肉	0.01	0.01				
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
乳	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の卵	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

クロルフェナピル

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
てんさい	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	15
はくさい	2
キャベツ	1
芽キャベツ	0.3
ケール	10
こまつな	5
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	1
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	10
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注3)}	20
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	0.7
にんじん	0.2
セロリ	3
みつば	3
その他のせり科野菜 ^{注5)}	2
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注6)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろり	1
すいか	0.05
その他のうり科野菜 ^{注7)}	1
ほうれんそう	3
オクラ	0.7
しょうが	0.05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注8)}	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	2

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

クロルフェナピル

食品名	残留基準値
	ppm
りんご	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.05
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	5
ブルーベリー	3
ぶどう	5
かき	1
バナナ	2
キウイ	0.05
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注10)}	2
綿実	0.5
茶	40
その他のスパイス ^{注11)}	10
その他のハーブ ^{注12)}	10
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注14)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

アゾキシストロビン (Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアチトクローム bc1 複合体の Qo 部位に結合することで電子伝達系を阻害し、菌の呼吸を阻害すると考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	小麦/赤さび病、だいず/紫斑病 等										
我が国の登録状況	小麦、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2008年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はバナナ、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、いちご等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に、EUにおいてえだまめ、ぶどう等に、オーストラリアにおいてアボカド、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて小麦、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.18 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アゾキシストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>75.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>40.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	39.1	幼小児 (1~6 歳)	75.2	妊婦	30.1	高齢者 (65 歳以上)	40.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	39.1										
幼小児 (1~6 歳)	75.2										
妊婦	30.1										
高齢者 (65 歳以上)	40.9										
意見聴取の状況	平成 26 年 3 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.04(\$),0.02	
小麦	0.3	0.3	○	0.2		0.01(#),0.10(#(\$))	
大麦	0.5	0.5		0.5			
ライ麦	0.3	0.3		0.2			
とうもろこし	0.05	0.05		0.02			
その他の穀類	0.5	0.5		0.5			
大豆	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ	【0.02-0.12(n=7)(米国)】 【米国の大豆及び 乾燥豆参照】
小豆類	0.5	0.5	○		0.5	アメリカ	
えんどう	0.5	0.5			0.5	アメリカ	【米国の大豆及び 乾燥豆参照】
そら豆	0.5	0.5			0.5	アメリカ	
らっかせい	0.2	0.2		0.2	0.2	アメリカ	【<0.01-0.12(n=9)(米国)】
その他の豆類	0.5	0.5			0.5	アメリカ	【米国の大豆及び 乾燥豆参照】
ばれいしょ	1	1	○	1			
さといも類(やつがしらを含む。)	1	1		1			
かんしょ	1	1		1			
やまいも(長いもをいう。)	1	1	○	1			
こんにゃくいも	1	1	○	1			
その他のいも類	1	1		1			
てんさい	1	1	○	1			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	1	○	1			【9.9-31.4(n=5) (ラディッシュ)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50	50	○		50.0	アメリカ	
かぶ類の根	1	1	○	1			2.36,8.64(\$)
かぶ類の葉	15	15	○				
西洋わさび	1	1		1			【米国のキャベツ及び ブロッコリー参照】 【0.321-1.99(n=4) (外葉あり) 0.0251-0.176(n=4) (外葉なし)(米国)】 (きょうな参照) 1.0,9.2(\$) 8.5,24.6(\$) (きょうな参照) 2.8,2.4 【0.187-2.13(n=4)(米国)】 (きょうな参照)
クレソン	70	70	○	70			
はくさい	3	3	○		3.0	アメリカ	
キャベツ	5	5	○	5			
芽キャベツ	5	5		5			
ケール	40	40	○				
こまつな	15	15	○				
きょうな	40	40	○				
チンゲンサイ	40	40	○				
カリフラワー	5	5		5			
ブロッコリー	5	5	○	5			
その他のあぶらな科野菜	40	40	○	5			
ごぼう	1	1	○	1			【米国のレタス、リーフレタ ス、セロリ及びほうれん草 参照】 【米国のレタス、リーフレタ ス、セロリ及びほうれん草 参照】 【2.11-4.70(n=8)(レタス)、 2.7-13.5(n=8) (リーフレタス)(米国)】
サルシフィー	1	1		1			
アーティチョーク	5	5		5			
チコリ	30	30		0.3			
エンダイブ	30	30	○		30.0	アメリカ	
しゅんぎく	30	30	○		30.0	アメリカ	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30	○	3	30.0	アメリカ	
その他のきく科野菜	70	70	○	70			
たまねぎ	10	10	○	10			
ねぎ(リーキを含む。)	10	10	○	10			
にんにく	10	10	○	10			
にら	70	70	○	70			
アスパラガス	2	2	○	0.01			
わけぎ	10	10	○	10			
その他のゆり科野菜	70	50	○	70		0.83(\$),0.13	
にんじん	1	1	○	1			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	1 70 30 5 70	1 70 30 5 70	○ ○ ○ ○ ○	1 70 5 70	30.0 アメリカ	【2.1-9.1(n=8)(米国)】 1.6,1.7
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	3 3 3 30	3 3 3 30	○ ○ ○ ○	3 3 3 3		1.18,1.28
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1		<0.20(#),0.48(#)(\$)
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	30 3 0.5 3 3 5	30 3 0.3 3 3 5	○ ○ 申 ○ ○ ○	3 3 3 3 3 3	30.0 アメリカ	【2.28-23.0(n=7)(米国)】 1.22,1.06 0.14(\$),0.03(英しょうが) 0.28,1.30(\$) 2.32(\$),0.47
しいたけ その他のきのこ類	3 3	3 3	○ ○	3 3		
その他の野菜	70	70	○	70		
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	1 10 10 10 10 10 10	1 10 10 10 10 10 10	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	15 15 15 15 15 15	10 アメリカ 10 アメリカ 10 アメリカ 10 アメリカ 10 アメリカ	収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
りんご 日本なし 西洋なし びわ	2 2 2 0.1	2 2 2 0.1	○ ○ ○ ○			0.98(#),0.14(#) 0.68(\$),0.35 (日本なし参照) 0.014,0.017(\$)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.05 3 2 2 2 3	0.05 3 2 2 2 3	○ ○ ○ ○ ○ ○	2 2 2 2 2 2		<0.01,0.01 0.5,1.4(\$) 0.6,0.7 1.30(\$),0.47
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	10 5 5 5 0.5 5 5	10 5 5 5 0.5 5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	10 5 5 5 0.5 5 5		
ぶどう かき	10 1	10 1	○ ○	2 2		4.22(#)(\$),1.68(#) 0.05,0.36(\$)
バナナ パパイヤ アボカド グアバ マンゴー パッションフルーツ	3 2 1 0.3 1 1	3 2 1 0.3 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○	2 0.3 0.7	2.0 アメリカ	1.33,0.72 【0.16,0.49(米国)】 0.03,0.08(\$) 0.5,0.4 0.33,0.30

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	5	3	○	5		
ひまわりの種子	0.5	0.5		0.5		
べにばなの種子	0.5	0.5				
綿実	0.7	0.7		0.7		
なたね	1	1			1.0 カナダ	<0.01-0.05(n=4)(カナダ)
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.02	0.02		0.01		
ペカン	0.02	0.02		0.01		
アーモンド	0.02	0.02		0.01		
くるみ	0.02	0.02		0.01		
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	10	10	○			4.75(\$), 2.62, 0.80, 3.46
コーヒー豆	0.05	0.05		0.02	0.05 ブラジル	<0.01(#)(ブラジル)
ホップ	30	30	○	30		
その他のスパイス	70	70		15		
その他のハーブ	70	70	○	70		
牛の筋肉	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		推:0.03
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.07	0.07		0.07		推:0.05
豚の肝臓	0.07	0.07		0.07		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07		0.07		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07		推:0.01
豚の腎臓	0.07	0.07		0.07		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07		【牛の肝臓、腎臓参照】
豚の食用部分	0.07	0.07		0.07		【牛の肝臓、腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07		【牛の肝臓、腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		推:0.004
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		推:0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		推:0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		推:0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		推:0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		【鶏の卵参照】
魚介類	0.08	0.08				【推:0.0705】
とうもろこし油(注に限る。)	0.1	0.1		0.1		
とうがらし(乾燥させたもの)	30	30		30		
乾燥ハーブ	300	300		300		

注) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.3
大麦	0.5
ライ麦	0.3
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.5
大豆	0.5
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	1
さといも類(やつがしらを含む。)	1
かんしょ	1
やまいも(長いもをいう。)	1
こんにやくいも	1
その他のいも類 ^{注4)}	1
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50
かぶ類の根	1
かぶ類の葉	15
西洋わさび	1
クレソン	70
はくさい	3
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	15
きょうな	40
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	40
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	5
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びびししゃを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	70
たまねぎ	10
ねぎ(リーキを含む。)	10
にんにく	10
にら	70
アスパラガス	2
わけぎ	10
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	70
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	70
セロリ	30
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	70

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	3
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注9)}	30
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜 ^{注10)}	1
ほうれんそう	30
オクラ	3
しょうが	0.5
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
しいたけ	3
その他のきのこ類 ^{注11)}	3
その他の野菜 ^{注12)}	70
みかん	1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
びわ	0.1
もも	0.05
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	10
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	5
クランベリー	0.5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注14)}	5
ぶどう	10
かき	1
バナナ	3
パパイヤ	2
アボカド	1
グアバ	0.3
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
その他の果実 ^{注15)}	5
ひまわりの種子	0.5
べにばなの種子	0.5
綿実	0.7
なたね	1

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
ぎんなん	0.01
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注16)}	1
茶	10
コーヒー豆	0.05
ホップ	30
その他のスパイス ^{注17)}	70
その他のハーブ ^{注18)}	70
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.07
豚の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注20)}	0.07
豚の食用部分	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.08
とうもろこし油(注22に限る。)	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	30
乾燥ハーブ	300

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

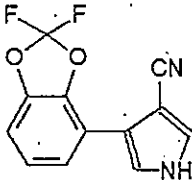
注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注22) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

フルジオキシニル (Fludioxonil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ばか苗病、豆類/灰色かび病 等										
我が国の登録状況	稲、豆類等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2006年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は大豆、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大麦、ぶどう等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.33 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 33.1mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 農産物にあつてはフルジオキシニルとし、畜産物にあつてはフルジオキシニル及び酸化により代謝物Kに変換されるベンゾピロール代謝物とする。なお、畜産物ではベンゾピロール代謝物及びフルジオキシニルから酸化により生成される代謝物Kをフルジオキシニルに換算したものを残留量とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 1691 1433 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>11.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	9.8	幼小児 (1~6歳)	20.4	妊婦	9.7	高齢者 (65歳以上)	11.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	9.8										
幼小児 (1~6歳)	20.4										
妊婦	9.7										
高齢者 (65歳以上)	11.1										
意見聴取の状況	平成26年4月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○	0.05		<0.005,<0.005	
小麦	0.05	0.05		0.05			
大麦	0.05	0.05		0.05			
ライ麦	0.05	0.05		0.05			
とうもろこし	0.05	0.01		0.05			
そば	0.05	0.05		0.05			
その他の穀類	0.05	0.05		0.05			
大豆	0.07	0.07	○	0.07			
小豆類	0.4	0.2	○・IT	0.07	0.4	アメリカ	【0.02-0.29(n=9)(いんげん)(米国)】
えんどう	0.3	0.3		0.07			
そら豆	0.4	0.07	IT	0.07	0.4	アメリカ	【米国いんげん及びライマ豆参照】
らっかせい	0.3	0.3		0.3			
その他の豆類	0.4	0.07	IT	0.07	0.4	アメリカ	【<0.02-0.04(n=8)(ライマ豆)(米国)】
ばれいしょ	0.02	0.02	○	0.02			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02					
その他のいも類	0.02	0.02					
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5					
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	20					
かぶ類の根	0.5	0.5					
かぶ類の葉	20	20					
西洋ワサビ	0.5	0.5					
クレソン	10	10		10			
はくさい	2	2			2.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
キャベツ	2	2	○	2	2.0	アメリカ	【0.03(#)-1.20(n=16)(米国)】
芽キャベツ	2	2			2.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール	10	10			10	アメリカ	【米国マスタードグリーン参照】
こまつな	10	10			10	アメリカ	【米国マスタードグリーン参照】
きょうな	10	10			10	アメリカ	【米国マスタードグリーン参照】
チンゲンサイ	10	10			10	アメリカ	【米国マスタードグリーン参照】
カリフラワー	2	2			2.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	2	2		0.7	2.0	アメリカ	【0.10-0.53(n=8)(米国)】 【0.06-7.74(n=9) (マスタードグリーン)(米国)】
その他のアブラナ科野菜	10	10			10	アメリカ	
ごぼう	0.5	0.5					
サルシフィー	0.5	0.5					
チコリ	20	20					
エンダイブ	30	30			30	アメリカ	【米国レガス参照】
しゅんぎく	30	30			30	アメリカ	【米国レガス参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30		10	30	アメリカ	【0.42(#)-4.63(#)(n=8) (結球部+外葉部) <0.02(#)-1.62(#)(n=8)(結球) 0.20-23.44(#)(n=10)(非結球)(米国)】 0.72,0.78(ふき)
その他のきく科野菜	2	2	○				
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5			
ねぎ(リーキを含む。)	7	7	○		7.0	アメリカ	【0.17-8.0(#)(n=3)(葉部)(米国)】
にんにく	0.2	0.2			10		
にら	10	10	○				
わけぎ	0.2	0.2					
その他のゆり科野菜	10	10	○				
にんじん	5	5	○	0.7			0.62,1.68(\$)
パースニップ	0.5	0.5					
パセリ	10	10			10	アメリカ	【1.62-3.87(n=4)(パセリ・生)(米国)】
その他のせり科野菜	20	20					
トマト	5	2	○・申	0.5			2.8(#),0.6(#)(トマト)
ピーマン	5	5	○	1			0.64,1.98(\$)
なす	1	1	○	0.3			0.404,0.468
その他のなす科野菜	0.5	0.5			0.50	アメリカ	【0.0317-0.229(n=18)(トマト)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.3			0.451(#),0.701(#) 【<0.01-0.13(n=7)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3			【<0.01-0.08(n=5)(米国)】 【米国きゅうり、かぼちゃ、 マスクメロン類参照】
しろりり	0.5	0.5			0.45	アメリカ	0.03,0.04
すいか	0.2	0.2	○				<0.01,0.02
メロン類	0.1	0.1	申	0.03			
その他のりり科野菜	0.5	0.5			0.45	アメリカ	【0.02-0.52(n=6)(カンタローフ)(米国)】
ほうれんそう	0.02	0.02	○				<0.005,<0.005
しょうが	0.02	0.02					
未成熟えんどう	5	5	○	0.3			0.71,2.21
未成熟いんげん	5	5	○	0.3			1.60,0.734
えだまめ	5	5	○				1.7,2.8

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の野菜	10	10	○	0.3		
みかん	0.1	0.1	○			0.022, 0.023
なつみかんの果実全体	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
レモン	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
グレープフルーツ	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
ライム	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	10	○	10	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
りんご*1	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
西洋なし*1	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
マルメロ*1	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
びわ*1	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
もも*2	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
ネクタリン*2	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
あんず(アプロコットを含む。)*2	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
すもも(ブルーンを含む。)*2	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
うめ	0.5	0.5	○			0.032(#), 0.142(#)
おうとう(チェリーを含む。)*2	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
いちご	5	5	○		3	
ラズベリー	5	5			5	
ブラックベリー	5	5			5	
ブルーベリー	2	2			2	
ハuckleベリー	2	2			2	
その他のベリー類果実	5	5			5	
ぶどう	5	5	○		2	
						1.64, 1.25(#)
キウイ*1	20	20			20	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
マンゴー	2				2	
その他の果実*3	5.0	5.0			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験 に基づき設定
ひまわりの種子	0.01	0.01		0.01		
綿実	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ 【<0.05(#)(n=6)(米国)】
なたね	0.02	0.02		0.02		
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【米国綿実参照】
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
その他のスパイス	10	10	○	10		
その他のハーブ	50	50		10		4.32, 3.78(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05				
豚の脂肪	0.05	0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
にら(乾燥させたもの)	50	50		50		
バジル(乾燥させたもの)	50	50		50		

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (＄)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 ※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。
 ※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。
 ※3 その他の果実については、さくろの果実に限るものとする。

フルジオキシニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.4
えんどう	0.3
そら豆	0.4
らっかせい	0.3
その他の豆類 ^{注3)}	0.4
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	20
西洋ワサビ	0.5
クレソン	10
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
ごぼう	0.5
サルシフィー	0.5
チコリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	2
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	7
にんにく	0.2
にら	10
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10
にんじん	5
パースニップ	0.5
パセリ	10
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20
トマト	5
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.5
すいか	0.2
メロン類	0.1

※今回基準値を設定するフルジオキシニルとは、農産物にあつてはフルジオキシニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキシニル及び代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキシニルに換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

フルジオキソニル

食品名	残留基準値
	ppm
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5
ほうれんそう	0.02
しょうが	0.02
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご ^{※1}	5.0
西洋なし ^{※1}	5.0
マルメロ ^{※1}	5.0
びわ ^{※1}	5.0
もも ^{※2}	5.0
ネクタリン ^{※2}	5.0
あんず(アピコットを含む。) ^{※2}	5.0
すもも(プルーンを含む。) ^{※2}	5.0
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。) ^{※2}	5.0
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5
ぶどう	5
キウイ ^{※1}	20
マンゴー	2
その他の果実 ^{注14)※3}	5.0
ひまわりの種子	0.01
綿実	0.05
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注15)}	0.05
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.2
その他のスパイス ^{注17)}	10
その他のハーブ ^{注18)}	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

フルジオキソニル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の食用部分 ^{注20)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
にら(乾燥させたもの)	50
バジル(乾燥させたもの)	50

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

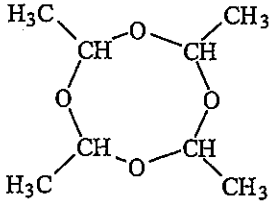
注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ及びびきウイーの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。

メタアルデヒド (Metaldehyde)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/スクミリンゴガイ、かんきつ/ナメクジ類 等										
我が国の登録状況	稲、かんきつ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あてに意見を求めたメタアルデヒドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メタアルデヒドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="590 1444 1433 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	24.6	幼小児 (1~6 歳)	45.1	妊婦	18.2	高齢者 (65 歳以上)	25.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	24.6										
幼小児 (1~6 歳)	45.1										
妊婦	18.2										
高齢者 (65 歳以上)	25.4										
意見聴取の状況	平成 26 年 4 月 10 日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	1	0.2	○・申			0.29,0.44	
小麦	0.2	0.2					
とうもろこし	0.2	0.2					
キャベツ	3	3	○			0.65,1.50	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○			0.68,1.46	
みかん	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)	
なつみかんの果実全体	0.7		申			0.06,0.30(\$)	
レモン	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)	
グレープフルーツ	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)	
ライム	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)	
その他のかんきつ類果実	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)	
いちご	0.1		IT		0.1	EU	[0.0033~0.13(#)(n=31)(EU)]
なたね	0.2	0.2					
その他のスパイス	0.7	0.7	○			0.11(#), 0.22(#)(\$)	
魚介類	0.02	0.02				推:0.011	

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

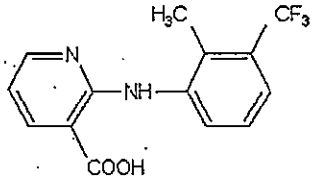
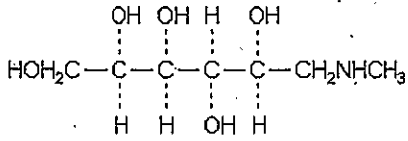
メタアルデヒド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.2
とうもろこし	0.2
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.7
いちご	0.1
なたね	0.2
その他のスパイス ^{注2)}	0.7
魚介類	0.02

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルニキシシ (Flunixin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく使用基準の設定に伴う意見聴取のあったもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>フルニキシシ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>メグルミン</p> </div> </div>										
適用動物/用途	牛、豚等/解熱鎮痛消炎剤										
作用機構	非ステロイド性抗炎症薬で、通常は可溶化のためにメグルミン塩の形態で使用されている。作用機序としては、生体のアラキドン酸カスケード中のシクロオキシゲナーゼを阻害し、炎症のメディエータであるプロスタグランジン類やトロンボキサン類の産生を抑制することにより、鎮痛・抗炎症作用を発揮する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドを調査した結果、米国、カナダ、EU及びオーストラリアにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.0098 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.98 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値の取扱い	別紙のとおり。 残留の規制対象物質: 乳にあってはフルニキシシ及び5-ヒドロキシフルニキシシとし、その他の食品にあってはフルニキシシのみとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">17.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">44.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">19.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">17.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	17.6	幼小児 (1~6 歳)	44.0	妊婦	19.2	高齢者 (65 歳以上)	17.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	17.6										
幼小児 (1~6 歳)	44.0										
妊婦	19.2										
高齢者 (65 歳以上)	17.3										
意見聴取の状況	在京大使館への説明、パブリックコメント及び WTO 通報は対象外										
答申案	フルニキシシについては、現行の食品規格 (食品中の動物用医薬品の残留基準) を変更しないことが適当である。										

(別紙)

フルニキシシ

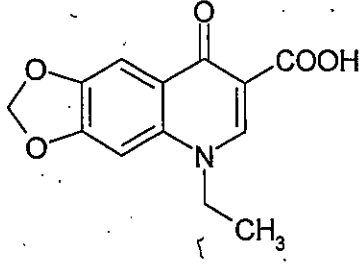
食品名	基準値 現行 ppm	EU ppm	米国 ppm	カナダ ppm	豪州 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02	0.025	0.02	
豚の筋肉	0.05	0.05	0.025		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01			
牛の脂肪	0.03	0.03			0.02
豚の脂肪	0.2	0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			
牛の肝臓	0.3	0.3	0.125	0.08	0.02
豚の肝臓	0.2	0.2	0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1			
牛の腎臓	0.1	0.1			0.02
豚の腎臓	0.03	0.03			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2			
牛の食用部分*1	0.3				
豚の食用部分*1	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*1	0.2				
乳	0.06*2	0.04*3	0.002*3		

*1: 食用部分は、牛及び豚については肝臓及びその他の陸棲哺乳類については腎臓を参考とした。

*2: フルニキシシ及び5-ヒドロキシフルニキシシに換算係数0.95を乗じフルニキシシに換算したものの和

*3: 5-ヒドロキシフルニキシシ

オキシソリニック酸 (Oxolinic acid)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬及び動物用医薬品／殺菌剤										
作用機構	キノリン骨格を有する殺菌剤である。DNA ジャイレースのサブユニット A と結合して DNA ジャイレースを不活化させ、DNA の複製を阻害することにより菌を死滅させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／もみ枯細菌病、ばれいしょ／軟腐病 等										
適用動物／用途	牛・豚 等／細菌性疾病に対する予防及び治療										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ等に農薬登録がされている。 動物用医薬品として牛、豚及び魚類等に承認されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU において畜水産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.021mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.18mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: オキシソリニック酸とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 1518 1465 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>34.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	32.6	幼小児 (1~6 歳)	46.8	妊婦	25.3	高齢者 (65 歳以上)	34.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	32.6										
幼小児 (1~6 歳)	46.8										
妊婦	25.3										
高齢者 (65 歳以上)	34.4										
意見聴取の状況	平成 26 年 3 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.06,0.08
ばれいしょ	0.3	0.3	○			
こんにゃくいも	0.5	0.5	○			0.17,0.12
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○			1.66,3.16(\$)
はくさい	2	2	○			0.52,0.60
キャベツ	2	2	○			0.70(\$),0.06,0.24,0.20
チンゲンサイ	2	2	○			0.844,0.96
カリフラワー	2	2	○			
ブロッコリー	0.2	0.2	○			0.03,0.04
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			1.55(\$),1.40(さんとうさい)
エンダイブ	2	2	○			
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5	5	○			1.78(\$),1.12
たまねぎ	0.1	0.1	○			0.01,0.02
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			0.13(#),1.47(#)\$)(根深ねぎ)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.30(\$),0.05
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			0.06,0.08(ちつきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			0.05,0.02
パセリ	3	3	○			1.28(\$),0.43
セロリ	1	1	○			0.08,0.43(\$)
ピーマン	3		申			1.14(\$),0.42
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2		申			0.34,0.62(\$)(きゅうり)
日本なし	0.3	0.3	○			0.06,0.07
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも	0.3	0.3	○			0.04,0.09
ネクタリン	1	1	○			0.12,0.31(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	20	20	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.30(\$),0.05
その他のハーブ	2	2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	参考基準値		休薬期間	残留試験成績等		
			国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		試験日	参照値 ppm	
牛の筋肉	0.1	0.1		0.1	EU	5日	5日	<0.005,0.012, 0.014,0.017, 0.036
豚の筋肉	0.02	0.02		0.1	EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	EU	5日	5日	<0.005,0.012(2), 0.011,0.027
豚の脂肪	0.02	0.02		0.05	EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の肝臓	0.1	0.1		0.15	EU	5日	5日	<0.005,0.016 0.019,0.022,0.053
豚の肝臓	0.02	0.02		0.15	EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の腎臓	0.1	0.1		0.15	EU	5日	5日	0.053±0.033
豚の腎臓	0.02	0.02		0.15	EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の食用部分	0.1	0.1				5日	5日	<0.005,0.012(2), 0.015,0.030
豚の食用部分	0.02	0.02				5日	5日	<0.02(強制経口投与)
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.1	EU	5日	5日	<0.03(飲水添加)
鶏の脂肪	0.1	0.1		0.05	EU	5日	5日	0.06±0.02 (飼料添加、皮膚)
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.15	EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.15	EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の食用部分	0.06	0.06				5日	5日	<0.06(飼料添加、腸胃)
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1	EU	14日	14日	<0.10(アニ、薬浴)
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1	EU	25日	25日	<0.10(ウナギ、薬浴)
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06		0.1	EU	16日	16日	<0.06(ブリ、飼料添加)
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.05	0.05		0.1	EU	28日	28日	<0.05(ニイ、飼料添加)
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03	0.03				30日	30日	<0.03(エビ、飼料添加)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$) :ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)

オキシリニック酸

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10
はくさい	2
キャベツ	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
エンダイブ	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんにく	0.05
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.3
にんじん	0.2
パセリ	3
セロリ	1
ピーマン	3
かぼちや(スカッシュを含む。)	2
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも	0.3
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	20
すもも(プルーンを含む。)	0.7
その他のハーブ ^{注3)}	2
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注4)}	0.1
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.06
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06
魚介類(その他の魚類 ^{注5)} に限る。)	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

農薬等 29 品目 (アザコナゾール等)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値 (いわゆる暫定基準) の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 (以下「農薬等」という。) に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た 5 か国及び地域 (米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド) の基準値などを参考として暫定的に残留基準 (以下「暫定基準」という。) を定めた。暫定基準については、基準値を参照した 5 か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 8 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、29 品目において国内の登録・承認がないもの、暫定基準を設定する際に参照とした国において基準値が削除されているもの等、現状に則していないことが確認できた。

2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	アザコナゾール	Azaconazole	農薬・殺虫剤
2	アニラジン	Anirazine	農薬・殺菌剤
3	アラマイト	Aramite	農薬・ダニ駆除剤
4	クロゾリネート	Chlozolate	農薬・殺菌剤
5	クロルブファム	Chlorbufam	農薬・除草剤
6	クロルベンシド	Chlorbenside	農薬・ダニ駆除剤
7	クロロクスロン	Chloroxuron	農薬・除草剤
8	ジオキサチオン	Dioxathion	農薬・殺虫剤
9	1,1-ジクロロ-2,2-ビス (4-エチルフェニル) エ タン	1,1-dichloro-2,2-bis (4-ethylphenyl) ethane	農薬・殺虫剤
10	ジノテルブ	Dinoterb	農薬・除草剤
11	ジフェナミド	Diphenamid	農薬・除草剤

12	ジメチリモール	Dimethirimol	農薬・殺菌剤
13	スルプロホス	Sulprofos	農薬・殺虫剤
14	ダイアレート	Di-allate	農薬・除草剤
15	ナプタラム	Naptalam	農薬・除草剤
16	ニトロタルイソプロピ ル	Nitrothal-isopropyl	農薬・殺菌剤
17	バーバン	Barban	農薬・除草剤
18	ピラゾホス	Pyrazophos	農薬・殺菌剤
19	ブロモホス	Bromophos	農薬・殺虫剤
20	ブロモホスエチル	Bromophos-ethyl	農薬・殺虫剤
21	ホラムスルフロン	Foramsulfuron	農薬・除草剤
22	ホルモチオン	Formothion	農薬・殺虫剤
23	メカルバム	Mecarbam	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
24	メタクリホス	Methacrifos	農薬・殺虫剤
25	モノリニューロン	Monolinuron	農薬・除草剤
26	フェンクロルホス	Fenchlorphos	農薬/動物用医薬品・殺虫剤
27	2-アセチルアミノ-5-ニ トロチアゾール	2-acetylamino-5-nitro thiazole	動物用医薬品・寄生虫駆除剤
28	ビチオノール	Bithiionol	動物用医薬品・寄生虫駆除剤
29	ミロキサシン	Miloxacin	動物用医薬品・合成抗菌剤

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた29品目に係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の29品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該29品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

4. 諸外国における状況

国際基準は設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランド（以下、海外主要国とする）について調査した結果は、a)基準値が設定されていない、b)分析法の定量下限値を残留基準としている、c)定量下限以外の基準が設定されている、であった。a)～c)の状況については別紙1を参照。

今回の基準の見直しについては輸入食品円滑化推進会議参加国52カ国地域（海外主要国含む）に加え、OECD加盟国（34カ国）、台湾、エクアドル等を加えた計61カ国地域に対して調査を行ったが、基準を保留する要望はなかった。

※ 世界中の使用状況を把握するのは困難である。平成21年度及び22年度の我が国における総届出重量に占める61ヶ国地域からの届出重量の割合が、およそ98%にのぼることから、61ヶ国地域の確認を取れば、我が国に輸入される食品中の残留農薬等についてほぼ把握出来ると判断した。

5. 基準値案

別紙1-1から別紙1-29のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの29品目については、国内の登録・承認がない又は失効しており、今後も申請される予定がないこと、国外において一部の食品に残留基準が設定されているが、農薬登録がされていないことや、登録はあるものの対象食品が対日輸出されていないこと、JMPRやJECFAにおける毒性評価はされている成分はあるもののコーデックス基準もなく、設定も見込めないこと等が確認できた。また、過去10年間の輸入時検査においても、食品衛生法違反はなく検出事例もなかった。これらをふまえ、日本国内において当該29品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低く、基準値を削除しても支障はないと判断出来ることから、基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、ミロキサシンは化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の0.01ppmが適用されることになる。

農薬名 アザコナゾール

(別紙1-1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ		0.7				
てんさい		10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		10				
かぶ類の根		10				
かぶ類の葉		10				
西洋わさび		10				
クレソン		10				
はくさい		10				
キャベツ		10				
芽キャベツ		10				
ケール		10				
こまつな		10				
きょうな		10				
チンゲンサイ		10				
カリフラワー		10				
ブロッコリー		10				
その他のあぶらな科野菜		10				
ごぼう		10				
サルシフィー		10				
アーティチョーク		10				
チコリ		10				
エンダイブ		10				
しゅんぎく		10				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		10				
その他のきく科野菜		10				
たまねぎ		10				
ねぎ(リーキを含む。)		10				
にんにく		10				
にら		10				
アスパラガス		10				
わけぎ		10				
その他のゆり科野菜		10				
にんじん		10				
パースニップ		10				
パセリ		10				
セロリ		10				
みつば		10				
その他のせり科野菜		10				
トマト		10				
ピーマン		10				
なす		10				
その他のなす科野菜		10				
きゅうり(ガーキンを含む。)		10				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		10				
しろり		10				
すいか		10				
メロン類果実		10				
まくわうり		10				
その他のうり科野菜		10				
ほうれんそう		10				
たけのこ		10				
オクラ		10				
しょうが		10				
未成熟えんどう		10				
未成熟いんげん		10				
えだまめ		10				
マッシュルーム		10				
しいたけ		10				
その他のきのこ類		10				
その他の野菜		10				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		10				
なつみかんの果実全体		10				
レモン		10				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		10				
グレープフルーツ		10				
ライム		10				
その他のかんきつ類果実		10				
りんご		10				
日本なし		10				
西洋なし		10				
マルメロ		10				
びわ		10				
もも		10				
ネクタリン		10				
あんず(アプレコットを含む。)		10				
すもも(プルーンを含む。)		10				
うめ		10				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
いちご		20				
ラズベリー		10				
ブラックベリー		10				
ブルーベリー		10				
クランベリー		10				
ハuckleベリー		10				
その他のベリー類果実		10				
ぶどう		10				
かき		10				
バナナ		10				
キウイ		10				
パパイヤ		10				
アボカド		10				
パイナップル		10				
グアバ		10				
マンゴー		10				
パッションフルーツ		10				
なつめやし		10				
その他の果実		10				
ひまわりの種子		10				
ごまの種子		10				
べにばなの種子		10				
綿実		10				
なたね		10				
その他のオイルシード		10				
ぎんなん		10				
くり		10				
ペカン		10				
アーモンド		10				
くるみ		10				
その他のナッツ類		10				
その他のスパイス		10				
その他のハーブ		10				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにやくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
さとうきび		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろりり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜		0.01				
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アブリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにはなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.01 0.01				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01 0.01 0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01 0.01 0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01 0.01 0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01 0.01 0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01 0.01 0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01 0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01 0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01 0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01 0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01 0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプレコトを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05 0.05 0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05 0.05 0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05 0.05 0.05				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05 0.05 0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.05 0.05				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.05 0.05				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.05 0.05				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.05 0.05				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.05 0.05				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.05 0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの外果皮		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.05 0.05				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05 0.05 0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05 0.05 0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05 0.05 0.05				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05 0.05 0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.05 0.05				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.05 0.05				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.05 0.05				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.05 0.05				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.05 0.05				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.05 0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

農薬名

ジオキサチオン

(別紙1-8)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.05 0.05			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
どうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにやくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.01 0.01 0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
ぶどう かき		0.01 0.01				
バナナ キウイ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
茶 ホップ		0.1 0.1				
その他のスパイス その他のハーブ		0.01 0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにはなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジフェナミド

(別紙1-11)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろり		0.2				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.2				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実		0.1 0.1 0.1 0.1				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ぶどう かき		0.1 0.1				
バナナ キウイ パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
その他のスパイス その他のハーブ		0.2 0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト ピーマン なす		1 5 1				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) その他のうり科野菜		1 1 1				
未成熟いんげん		2				
綿実		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.05 0.05				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2 0.2 0.2				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2 0.2 0.2				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2 0.2 0.2				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2 0.2 0.2				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2 0.2 0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉		0.2 0.2				
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪		0.2 0.2				
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓		0.2 0.2				
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.2 0.2				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.2 0.2				
鶏の卵 その他の家さんの卵		0.2 0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ニトロタールイソプロピル

(別紙1-16)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
ずもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
ペにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
豚の肝臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
豚の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご		0.2				
カカオ豆		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろりり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
カカオ豆		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ		0.05				
その他のスパイス その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.05				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		3				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		3				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.3				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボガド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.01 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家さんの筋肉		0.1				
その他の家さんの脂肪		0.1				
その他の家さんの肝臓		0.1				
その他の家さんの腎臓		0.1				
その他の家さんの食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1 0.1				
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1 0.1				
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1 0.1				
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1 0.1				
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1 0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申 (案)

アザコナゾール、アニラジン、アラマイト、クロゾリネート、クロルブファム、クロルベンシド、クロロクスロン、ジオキサチオン、1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン、ジノテルブ、ジフェナミド、ジメチリモール、スルプロホス、ダイアレート、ナプタラム、ニトロタールイソプロピル、バーバン、ピラゾホス、プロモホス、プロモホスエチル、ホラムスルフロン、ホルモチオン、メカルバム、メタクリホス、モノリニューロン、フェンクロールホス、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、ピチオノール及びミロキサシについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。なお、アラマイトは各異性体の和とし、ダイアレートは各異性体の和とする。

食品、添加物等の規格基準の生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品の加工基準並びに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準の改正について（概要）

1. 趣旨

- 食品への添加物の使用については、添加物の使用基準が定められていることに加え、個別食品の加工基準や製造基準において、その食品における使用の必要性の観点から食品ごとに添加物の使用の規制が定められている場合がある。
- 現在、生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）（以下「生食用鮮魚介類等」という。）の加工基準において、これら食品の加工では次亜塩素酸ナトリウムを除く化学的合成品たる添加物を使用してはならないと規定しているが、次亜塩素酸ナトリウム以外の殺菌料等について、生食用鮮魚介類等への使用を求める要望が関係業者よりあった。
- また、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準においても、次亜塩素酸ナトリウムを除き保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物を使用してはならないと規定しているが、次亜塩素酸ナトリウム以外の殺菌料について、安全管理の向上目的での使用を求める要望が関係団体よりあった。
- 次亜塩素酸水及び塩酸については既に食品添加物として指定されており、鮮魚介類にこれら物質を使用することは食品添加物の使用基準上認められている。
- なお、昨年5月に開催された食品衛生分科会へ報告した際は、使用を認める殺菌料等については、次亜塩素酸水、亜塩素酸水及び塩酸であったが、亜塩素酸水については申請業者から使用方法について懸念が示されたことから、パブリックコメント以降の行政手続きについては次亜塩素酸水及び塩酸の2物質について実施し、今般の改正はこの2物質に限定するものとした。

2. 改正内容

今般、乳肉水産食品部会及び食品規格部会において、食品添加物として指定されている次亜塩素酸ナトリウム以外の殺菌料等について審議し、以下の食品への使用を認めることとする改正を行う。なお、これらの殺菌料等については、既に食品添加物として定められている使用基準の適用を受けることとなる。

- ① 乳肉水産食品部会における審議を踏まえ、生食用鮮魚介類等の加工時に、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めることとする。
- ② 食品規格部会における審議を踏まえ、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造時に、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水の使用を認めることとする。

改正	現行
<p>第1 食品</p> <p>D 各条</p> <p>○ 生食用鮮魚介類</p> <p>2 生食用鮮魚介類の加工基準</p> <p>(5) (4)の処理を行った鮮魚介類の加工は、その処理を行った場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いられる塩酸を除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 生食用かき</p> <p>2 生食用かきの加工基準</p> <p>(4) 生食用かきの加工は、衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いられる塩酸を除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 冷凍食品</p> <p>2 冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）の加工基準</p> <p>(5) (4)の処理を行った鮮魚介類の加工は、その処理を行った場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いられる塩酸を除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品</p> <p>2 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準</p> <p>(3) 製造に当たっては、保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウムを除く。）を使用してはならない。</p>	<p>第1 食品</p> <p>D 各条</p> <p>○ 生食用鮮魚介類</p> <p>2 生食用鮮魚介類の加工基準</p> <p>(5) (4)の処理を行った鮮魚介類の加工は、その処理を行った場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 生食用かき</p> <p>2 生食用かきの加工基準</p> <p>(4) 生食用かきの加工は、衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 冷凍食品</p> <p>2 冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）の加工基準</p> <p>(5) (4)の処理を行った鮮魚介類の加工は、その処理を行った場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）を使用してはならない。</p> <p>○ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品</p> <p>2 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準</p> <p>(3) 製造に当たっては、保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物（次亜塩素酸ナトリウムを除く。）を使用してはならない。</p>

平成25年5月10日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会長 山本 茂貴

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会報告について

平成25年3月1日付け厚生労働省発食安0301第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部D各条の「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準を改正し、化学的合成品たる添加物のうち殺菌料等について使用を認めることについて、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

生食用鮮魚介類等の加工時における殺菌料等の使用について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会報告書

1. 経緯

食品への添加物の使用については、食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。）の第2添加物の部において、ヒトが摂取した際の安全性や必要性等の観点から必要な使用基準が定められている。

一方、個別食品の規格基準を定めている第1食品の部において、生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）（以下「生食用鮮魚介類等」という。）については、その食品の本質から食品添加物は原則使用すべきではないとの考えにより、加工基準において、例外として殺菌料である次亜塩素酸ナトリウムを除き化学的合成品たる添加物を使用してはならない旨が規定されている。

平成14年6月に食品添加物として指定された次亜塩素酸水について、関係団体より生食用鮮魚介類等に対して、使用も認めるよう平成21年8月に要請があり、平成21年8月19日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において改正要望の内容に関する説明を聴取した。

また、平成25年2月1日に亜塩素酸水が食品添加物として指定されたことを踏まえ、関係業者から生食用鮮魚介類等の加工時に亜塩素酸水の使用を認めるよう要請があり、その他にも、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の水素イオン濃度調整剤として塩酸の使用を認めるよう要請があり、次亜塩素酸水とともに平成25年3月8日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において審議した。

なお、次亜塩素酸ナトリウムに加え、食品添加物として指定されている殺菌料などを生食用鮮魚介類等の加工時に使用を認めることについては、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長あてに平成25年3月1日付けで諮問されている。

2. 次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、亜塩素酸水及び塩酸の使用基準

指定日	食品添加物	対象食品	使用量の 最大限度	使用制限
昭和 25 年 4 月 1 日	次亜塩素酸 ナトリウム	ごまに使用してはならない。	—	—
平成 14 年 6 月 10 日	次亜塩素酸水	—	—	最終食品の完成前に除去しなければならない。
平成 25 年 2 月 1 日	亜塩素酸水	精米、豆類、野菜（きのこ類を除く。）、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む）、食肉、食肉製品、鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法によって保存したもの。	亜塩素酸として 0.40g/kg 以下 (浸漬液又は噴霧液 1kg につき)	最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。
昭和 32 年 7 月 31 日	塩酸	—	—	最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない。

3. 次亜塩素酸水（次亜塩素酸（HClO）を主成分とする水溶液）について

- 次亜塩素酸水は殺菌料の一種である（殺菌効果を有する分子種：HClO、塩素ガス（Cl₂）及び次亜塩素酸イオン（ClO⁻））。塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液であり、平成 14 年 6 月に食品添加物として指定され、平成 24 年 4 月に成分規格が改正されている。次亜塩素酸水には、強酸性次亜塩素酸水、弱酸性次亜塩素酸水及び微酸性次亜塩素酸水があり、使用基準に対象食品や使用量は定められていないが、使用制限として「最終食品の完成前に除去しなければならない。」とされている。
- 食品添加物としての指定や改正の審議の際、大腸菌、黄色ブドウ球菌、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌、緑膿菌、レンサ球菌、枯草菌（芽胞）、カンジダ菌、黒コウジカビに対して効果があることを確認している。
- 現在は野菜などの洗浄及び殺菌に用いられている。
- 次亜塩素酸水は食品に注入・混和するものではなく、食品の殺菌洗浄として使用し飲用適の水ですすぐため、食品に残留することはない。また、強酸性次亜塩素酸水で食品を洗浄し、食品に残留した残留塩素濃度を測定したところ検出限界（0.5mg/kg）以下であった。したがって、食品中への残留性は低いことが示されている。

4. 亜塩素酸水（亜塩素酸（HClO₂）を主成分とする水溶液）について

- 亜塩素酸水は殺菌料の一種である（殺菌効果を有する分子種：HClO₂、亜塩素酸イオン（ClO₂⁻）、二酸化塩素（ClO₂・in water phase））。飽和塩化ナトリウム溶液に塩酸を加え、酸性条件下において無隔膜電解槽（隔膜を隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。）内で電解して得られる水溶液に、硫酸を加えて強酸性とし、生成する塩素酸に過酸化水素水を加えて反応させて得られる水溶液であり、平成 25 年 2 月 1 日に食品添加物として指定された。

- 使用基準により、対象食品、使用量及び使用制限が定められている。
- 食品添加物としての指定の審議の際、亜塩素酸水は弱酸性域で特に安定し、広い範囲で殺菌効果があり、大腸菌、腸管出血性大腸菌 (O157:H7)、黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌、カンピロバクター菌、腸炎ビブリオ菌、乳酸菌、セレウス菌（栄養細胞及び芽胞）、真菌類（酵母やカビ）に対して効果があることを確認している。
- 現在は野菜などの洗浄及び殺菌に用いられている。
- 亜塩素酸の食品中への残留については、野菜を分析試料として亜塩素酸濃度を測定した結果、水道水ですすぎ洗いしたのものから亜塩素酸は検出されなかったことから、亜塩素酸水を食品の洗浄に用いたとしても、その後に水道水で水洗いすることにより食品に亜塩素酸が残留する可能性は低いと考えられる。

5. 魚介類に対する殺菌効果

次亜塩素酸水や亜塩素酸水の食品に対する殺菌効果については、既に食品添加物として指定される際に確認されている。魚介類にこれら殺菌料を使用した試験においても、一般生菌や食中毒菌が減少する結果が得られている。

(1) 次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は次亜塩素酸水生成装置により生成し、直ちに流水洗浄に用いる。次亜塩素酸水には3種類あり、いずれも同様の殺菌効果があると確認している。実際に強酸性次亜塩素酸水と微酸性次亜塩素酸水で処理し殺菌効果を検証した結果、処理前や水道水での洗浄と比べると殺菌効果が得られている。

① 強酸性次亜塩素酸水

- 試験方法：それぞれの検体を容器に入れ、強酸性次亜塩素酸水（pH2.2～2.7、有効塩素濃度約30mg/kg）を1～4L/分で注入しオーバーフロー（流水攪拌）等した処理と次亜塩素酸ナトリウム溶液（pH8.5～8.7、有効塩素100ppm）に10分間浸漬した処理について、拭き取り試験により一般生菌数を処理前後で比較した。
- 殺菌試験結果：品目ごとの処理方法及び一般生菌数は以下のとおり。

品目	次亜塩素酸水 処理方法	一般生菌数 (CFU/10cm ²)		
		処理前	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸水
イカ	流水攪拌 60 秒 浸漬 600 秒	6.6×10^4	9.7×10^2	4.4×10^1
ホタテ	流水攪拌 120 秒	9.9×10^1	7.6×10^1	4.5×10^1
アサリ	流水攪拌 120 秒	2.1×10^3	7.0×10^1	3.6×10^1
ブリ	流水手洗 10 秒	5.3×10^3	2.3×10^3	3.0×10^2
アジ	流水 30 秒	5.8×10^5	1.4×10^4	1.5×10^4
マグロ	流水 30 秒	1.6×10^3	データなし	6.4×10^2

② 微酸性次亜塩素酸水

- 試験方法：サンマを洗浄機に入れ、水又は微酸性次亜塩素酸水を4L/分で注入しオーバーフローさせながら10分間処理し、拭き取り試験により一般生菌数を確認し、それぞれの処理方法による効果を比較した。
- 殺菌試験結果：それぞれの試験水による処理後の平均菌数は以下のとおり。

	無処理	水道水	微酸性次亜塩素酸水	
有効塩素濃度	—	0.3ppm	10 ppm	22 ppm
pH	—	7.51	6.43	5.40
菌数 (個/50cm ²)	10 ^{3.90}	10 ^{3.22}	10 ^{2.63}	10 ^{2.21}

(2) 亜塩素酸水

- 試験方法：生菌数が10⁸個/gになるように調整した菌懸濁液を検体に噴霧し、各濃度の亜塩素酸水に浸漬して殺菌効果を検証した。同時に品質に対する影響も確認し、殺菌効果と品質に対する影響を考慮して有効濃度範囲を確認した。
- 殺菌試験結果：品目ごとの処理方法及び殺菌効果については以下のとおり。

品目	菌	処理方法	亜塩素酸水の濃度 (ppm)		
			100	200	300
生鮮サンマ	一般生菌、腸炎ビブリオ	浸漬30分～6時間	×	○	○
ホタテ貝柱	一般生菌、大腸菌、腸炎ビブリオ	浸漬1時間	×	×	○
紋甲イカ	一般生菌、大腸菌、腸炎ビブリオ	浸漬3時間	×	○	○

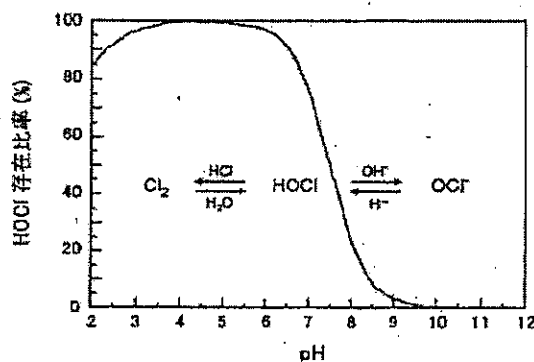
(菌数が10個/g未満となることが確認された場合、殺菌効果がある(○)と評価)

- 品質に影響を与えない濃度範囲で、各種品目について問題となりうる菌の殺菌できる条件を設定することができる。

6. 水素イオン濃度調整剤としての塩酸の使用について

- 次亜塩素酸含有水溶液の殺菌効果を有する分子種はいずれも次亜塩素酸であるが、次亜塩素酸はpHに依存してその存在状態が異なる。そのため殺菌効果は溶液のpHにより変わり、次亜塩素酸の濃度に強く依存するとされている(次亜塩素酸の方が次亜塩素酸イオンよりも殺菌効果は高い)。

遊離有効塩素の化学平衡とpHの関係



- 現在、生食用鮮魚介類等の加工時に使用が認められている次亜塩素酸ナトリウムを、通常の使用濃度に希釈した場合の溶液は弱アルカリ性（pH 8～10）であるため、次亜塩素酸イオンの存在比率が高くなっている。
- 次亜塩素酸ナトリウムを使用前に塩酸を混合し pH を酸性に傾けることで、次亜塩素酸が増え殺菌力を高めることができる。そのため、他の食品においては、使用時に次亜塩素酸ナトリウムと塩酸を混合して用いている実態がある。
- 塩酸は食品添加物として指定されており、使用基準に対象食品や使用量は定められていないが、使用制限として「最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない。」とされている。

7. まとめ

- 次亜塩素酸水及び亜塩素酸水は、現在生食用鮮魚介類等の加工に使用が認められている次亜塩素酸ナトリウムと同等以上の殺菌効果が期待できる。
- 生食用鮮魚介類等は、その食品の本質から、食品の加工にあたり添加物の使用は必要ないものであるが、加工時の衛生確保の観点から、食品添加物として使用が認められている殺菌料等を使用することは公衆衛生上有益である。

上記の理由などから、食品添加物として使用が認められている次亜塩素酸水及び亜塩素酸水については、生食用鮮魚介類等の加工において使用を認めることとする。

また、生食用鮮魚介等の加工時においても、塩素系殺菌料の水素イオン濃度を調整するために塩酸を使用前に混合して使用することを認めることとする。

なお、今後、他の殺菌料を食品添加物として指定若しくは既存の食品添加物の使用基準の改正が行われることが想定される。使用基準検討時に鮮魚介類に対する効果が確認されたものについては、特に必要がある場合を除き、食品添加物の指定又は改正手続きとともに生食用鮮魚介類等の加工基準も同時に改正し、当部会はその報告を受けることとする。

8. 食品健康影響評価

次亜塩素酸水については、平成 23 年 3 月 4 日付けで食品安全委員会委員長に対して、既に安全性の評価が終了し添加物として使用が認められていることから、さらに食品健康影響評価を行うことは必要でないことの確認を求めたところ、「最終製品の完成前に除去しなければならない」とする次亜塩素酸水の使用基準が引き続き適用され、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられることから、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨の回答を得た。

また、亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び塩酸については、平成 25 年 3 月 8 日付けで食品安全委員会委員長に対して食品健康影響評価を求めたところ、「改正後の規格基準においても、これらの添加物は最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされており、これらの添加物の分解又は中和により新たな物質が生成されないことを前提とする限りにおいて、これらの添加物を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第

2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」との評価結果を得た。

9. 規格基準

(1) 規格基準 (案)

上記を踏まえ、加工基準を以下のとおり改正する (下線が改正部分)。

第1 食品 D 各条

○ 生食用鮮魚介類

2 生食用鮮魚介類の加工基準

(5) (4)の処理を行つた鮮魚介類の加工は、その処理を行つた場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物(亜塩素酸水、次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸を除く。)を使用してはならない。

○ 生食用かき

2 生食用かきの加工基準

(4) 生食用かきの加工は、衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物(亜塩素酸水、次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸を除く。)を使用してはならない。

○ 冷凍食品

2 冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。)の加工基準

(5) (4)の処理を行つた鮮魚介類の加工は、その処理を行つた場所以外の衛生的な場所で行わなければならない。また、その加工に当たっては、化学的合成品たる添加物(亜塩素酸水、次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸を除く。)を使用してはならない。

(2) 規格基準の運用 (案)

使用される食品添加物の使用基準は引き続き適用する。

(参考)

これまでの経緯

- 平成21年8月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会
- 平成23年3月4日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価について照会
- 平成23年3月10日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について回答
- 平成25年3月1日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成25年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会
厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価について依頼
- 平成25年3月18日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果の通知

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会

[委員]

阿南 久 ^{※1}	全国消費者団体連絡会事務局長
五十君 静信 ^{※1}	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
石川 広巳 ^{※2}	社団法人日本医師会常任理事
石田 裕美 ^{※1※2}	女子栄養大学実践栄養学科長・教授
甲斐 明美 ^{※1※2}	東京都健康安全研究センター微生物部長
木村 凡 ^{※2}	東京海洋大学食品生産科学科教授
河野 康子 ^{※2}	全国消費者団体連絡会事務局長
小西 良子 ^{※2}	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
鈴木 敏之 ^{※1※2}	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 水産物応用開発研究センター衛生管理グループ長
高鳥 浩介 ^{※1}	東京農業大学客員教授
中村 政幸 ^{※1}	北里大学獣医学部教授
寺嶋 淳 ^{※2}	国立感染症研究所細菌第一部第一室長
西尾 治 ^{※1}	元国立感染症研究所感染症場法センター第六室長
西沢 光昭 ^{※1※2}	京都大学東南アジア研究所教授
野田 衛 ^{※2}	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長
林谷 秀樹 ^{※1※2}	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
堀江 正一 ^{※1※2}	大妻女子大学家政学部食物学科教授
松田 幹 ^{※2}	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
丸山 総一 ^{※2}	日本大学生物資源科学部獣医学科教授
宮村 達男 ^{※1}	国立感染症研究所長
山下 倫明 ^{※1※2}	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 水産物応用開発研究センター安全性評価グループ長
○山本 茂貴 ^{※1※2}	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長

(○：部会長)

所属・役職は部会開催時のもの

※1 平成21年8月19日

※2 平成25年3月8日

● 参考人

堀田 国元 財団法人機能水研究振興財団常務理事・事務局長

平成25年5月10日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会長 大前 和幸

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告について

平成25年4月19日付け厚生労働省発食安0419第2号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準を改正し、製造に当たって使用してはならないと規定されている、保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物から、亜塩素酸水及び次亜塩素酸水を除くことについて、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造時における 殺菌料の使用について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食 品 規 格 部 会 報 告 書

1. 経緯

容器包装詰加圧加熱殺菌食品については、昭和 52 年に、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 D 各条において、成分規格及び製造基準が定められた。容器包装詰加圧加熱殺菌食品は、いわゆる商業的無菌状態が達成されている食品であるため、本来は保存及び殺菌の目的で食品添加物を使用する必要がない。このため、原則として、保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物を使用してはならない旨が、製造基準の中で規定されている。

しかしながら、野菜等の原料の鮮度や品質が良好であることは、原料に由来する病原微生物や腐敗細菌の減少につながり、製造時における加圧加熱殺菌を含む一連の衛生管理が効率的に行われることが期待される。そのため、現在、次亜塩素酸ナトリウムに限って使用が認められている。

一方、塩素系の殺菌料である次亜塩素酸水が平成 14 年に、亜塩素酸水が本年 2 月に、それぞれ食品添加物として新たに指定された。これらは、食品に対する殺菌効果が高く、食品中の成分に及ぼす影響も少ない殺菌料であるため、容器包装詰加圧加熱殺菌食品と同様の規制がなされている、生食用鮮魚介類、冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）及び生食用かき（以下「生食用鮮魚介類等」という。）について、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水の使用を求める要請が関係団体よりあった。これを受けて、本年 3 月の同食品衛生分科会乳肉水産食品部会において、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水について生食用鮮魚介類等への使用を認めるとともに、今後も添加物の使用基準の改正等で生食用鮮魚介類等への使用が認められた場合は、あわせて加工基準も改正する方針が了承された。

また、容器包装詰加圧加熱殺菌食品についても、関係団体より安全管理の向上目的での使用が出来るように要望があったため、製造基準を改正し、製造に当たって使用してはならないと規定されている保存料又は殺菌料として用いられる化学的合成品たる添加物として、亜塩素酸水及び次亜塩素酸水についても使用を認めることについて、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対し諮問がなされた。

次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水及び亜塩素酸水の使用基準

名 称	対象食品	使用量の 最大限度	使用制限
次亜塩素酸 ナトリウム	ごまに使用してはならない。	—	—
次亜塩素酸水	—	—	最終食品の完成前に除去しなければならない。
亜塩素酸水	精米、豆類、野菜（きのこ類を除く。）、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む）、食肉、食肉製品、鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法によって保存したもの。	亜塩素酸として 0.40g/kg以下 (浸漬液又は噴霧液1kgにつき)	最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。

2. 次亜塩素酸水について

- 次亜塩素酸水は次亜塩素酸 (HClO) を主成分とする水溶液であり、殺菌料の一種である（殺菌効果を有する分子種：HClO、塩素ガス (Cl₂) 及び次亜塩素酸イオン (ClO⁻)）。塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液であり、平成14年6月に食品添加物として指定され、平成24年4月に成分規格が改正されている。次亜塩素酸水には、強酸性次亜塩素酸水、弱酸性次亜塩素酸水及び微酸性次亜塩素酸水があり、使用基準に対象食品や使用量は定められていないが、使用制限として「最終食品の完成前に除去しなければならない。」とされている。
- 食品添加物としての指定や改正の審議の際、大腸菌、黄色ブドウ球菌、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌、緑膿菌、レンサ球菌、枯草菌（芽胞）、カンジダ、黒コウジカビに対して効果があることを確認している。
- 現在は野菜などの洗浄及び殺菌に用いられている。

- 次亜塩素酸水は、食品に注入・混和するものではなく、食品の殺菌洗浄として使用し、水道水ですすぐため、食品に残留することはない。また、強酸性次亜塩素酸水で食品を洗浄し、食品に残留した塩素濃度を測定したところ検出限界（0.5mg/kg）以下であった。したがって、食品中への残留性は低いことが示されている。

3. 亜塩素酸水について

- 亜塩素酸水は亜塩素酸（ HClO_2 ）を主成分とする水溶液であり、殺菌料の一種である（殺菌効果を有する分子種： HClO_2 、亜塩素酸イオン（ ClO_2^- ）、二酸化塩素（ $\text{ClO}_2 \cdot \text{in water phase}$ ））。飽和塩化ナトリウム溶液に塩酸を加え、酸性条件下で無隔膜電解槽（隔膜を隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。）内で電解して得られる水溶液に、硫酸を加えて強酸性とし、生成する塩素酸に過酸化水素水を加えて反応させて得られる水溶液であり、平成 25 年 2 月 1 日に食品添加物として指定された。
- 使用基準として、対象食品、使用量、使用制限が定められている。
- 食品添加物としての指定の審議の際、亜塩素酸水は、弱酸性域で特に安定し、広い範囲で殺菌効果があり、大腸菌、腸管出血性大腸菌（O157:H7）、黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌、カンピロバクター、腸炎ビブリオ菌、乳酸菌、セレウス菌（栄養細胞及び芽胞）、真菌類（酵母やカビ）に対して効果があることを確認している。
- 現在は野菜などの洗浄及び殺菌に用いられている。
- 亜塩素酸の食品中への残留については、野菜を分析試料として亜塩素酸濃度を測定した結果、水道水ですすぎ洗いしたものについては、亜塩素酸は検出されなかったことから、亜塩素酸水を食品の洗浄に用いたとしても、その後に水道水で水洗いすることにより、食品に亜塩素酸が残留する可能性は低いと考えられる。

4. 食品健康影響評価の結果

平成 23 年 3 月 4 日に容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造において、次亜塩素酸水の使用を認めることについて、食品安全委員会に対し食品健康影響評価の要請を行い、同年 3 月 10 日付けで、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨の答申があった。また、平成 25 年 3 月 8 日に亜塩素酸水の使用を認めることについて、食品健康影響評価の要請を行い、同

年3月18日付けで、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの答申があった。

5. まとめ

亜塩素酸水及び次亜塩素酸水は、現在、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に使用が認められている次亜塩素酸ナトリウムと同等以上の殺菌効果が期待できる。また、容器包装詰加圧加熱殺菌食品は、その食品の特性から、製造にあたり添加物の使用は必須ではないが、製造時の衛生確保をより確実にするため、食品添加物として使用が認められている殺菌料を使用することは公衆衛生上有益であると考えられた。このため、別紙のとおり、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準を改正し、次亜塩素酸ナトリウムに加え、亜塩素酸水及び次亜塩素酸水についても使用を認めることとする。

なお、今後も他の殺菌料が食品添加物として指定若しくは既存の食品添加物の使用基準の改正が行われることが想定される。その際、特に必要がある場合を除き、食品添加物の指定又は改正手続きと共に、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準も同時に改正し、本部会へ、その結果を報告することとする。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 23 年 3 月 4 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価について照会（次亜塩素酸水）
- 平成 23 年 3 月 10 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について回答（次亜塩素酸水）
- 平成 25 年 3 月 8 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価について依頼（亜塩素酸水）
- 平成 25 年 3 月 18 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（亜塩素酸水）
- 平成 25 年 4 月 19 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成 25 年 5 月 8 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会

[委員]

No.	氏名	現職
1	明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事
2	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
3	阿部 郁朗	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
4	石田 裕美	女子栄養大学実践栄養学科長・教授
◎ 5	大前 和幸	慶応義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
6	小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
7	春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
8	荻田 香苗	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室准教授
9	小西 良子	麻布大学生命環境科学部食品生命科学科食品衛生学研究室教授
10	阪口 雅弘	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
11	下村 吉治	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
12	寺嶋 淳	国立感染症研究所細菌第一部第一室長
13	山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長

◎は部会長